

「高額な窓口負担を限度額までとするために提示が必要な証」の一覧

年齢	被保険者の所得等状況	オンライン資格 確認実施の有無	高額な窓口負担を限度額までとするために提示が必要な証			
			保険証または マイナカード	高齢受給者証	限度額適用認定証	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳未満	被保険者の住民税が課税	有り	必要		不要 ※システムから「ア～エ」確認	
		無し	必要		必要 ※認定証から「ア～エ」確認	
	被保険者の住民税が非課税等	有り	必要			必要（「オ」は証発行手続きが必要） ※ただし保険者が「オ」登録後は不要
		無し	必要			必要 ※認定証から「オ」確認
70歳以上	現役並み所得者 （現役並みⅢ）	有り	必要	不要 ※システムから「3割」確認	不要 ※システムから「現役並みⅢ」確認	
		無し	必要	必要 ※高齢証から「3割」確認	不要 ※「現役並みⅢ」は認定証発行不要	
	現役並み所得者 （現役並みⅡ、Ⅰ）	有り	必要	不要 ※システムから「3割」確認	不要 ※システムから「現役並みⅡ、Ⅰ」確認	
		無し	必要	必要 ※高齢証から「3割」確認	必要 ※認定証から「現役並みⅡ、Ⅰ」確認	
	一般	有り	必要	不要 ※システムから「2割」確認	不要 ※システムから確認	
		無し	必要	必要 ※高齢証から「2割」確認	不要 ※「一般」は認定証発行不要	
	低所得者 （被保険者の住民税が非課税等）	有り	必要	不要 ※システムから「2割」確認		必要（「低所得者」は証発行手続きが必要） ※ただし保険者が「低所得者」登録後は不要
		無し	必要	必要 ※高齢証から「2割」確認		必要 ※認定証から「低所得者Ⅱ、Ⅰ」確認

※ 住民税が非課税等であっても、70歳未満の区分「アイ」、70歳以上の「現役並み所得者」に該当する場合には、そのままの所得区分が適用されます。

※ オンライン資格確認実施が「有り」の場合、保険証でも資格・区分確認が可能です。（必ずしもマイナンバーカードは必要ではありません。）